

亀岡市景観計画の変更内容について

「亀岡市景観計画」について、以下のとおり一部内容を変更します。

該当 頁	P. 41 図内																												
	<p>②湯の花温泉景観形成地区</p> <p>①の全地区共通の基準に加え、以下の制限を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>屋外広告物の景観形成基準（許可の基準）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規 模 ・ 位 置</td><td>●建物の過半を広告塔化することを避ける。</td></tr> <tr> <td>形 態 ・ 意 匠</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●建築物や地域景観との調和を図る。 ●地域特性を活かした質の高いデザインとする。 ●文字や紋様はシンプルなものとし、少ない種類の色彩とする ●激しい動きや派手な色彩の光源、ネオンサインや可動式、点滅式光源を使用しない。 </td></tr> </tbody> </table>		項 目	屋外広告物の景観形成基準（許可の基準）	規 模 ・ 位 置	●建物の過半を広告塔化することを避ける。	形 態 ・ 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物や地域景観との調和を図る。 ●地域特性を活かした質の高いデザインとする。 ●文字や紋様はシンプルなものとし、少ない種類の色彩とする ●激しい動きや派手な色彩の光源、ネオンサインや可動式、点滅式光源を使用しない。 																					
項 目	屋外広告物の景観形成基準（許可の基準）																												
規 模 ・ 位 置	●建物の過半を広告塔化することを避ける。																												
形 態 ・ 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物や地域景観との調和を図る。 ●地域特性を活かした質の高いデザインとする。 ●文字や紋様はシンプルなものとし、少ない種類の色彩とする ●激しい動きや派手な色彩の光源、ネオンサインや可動式、点滅式光源を使用しない。 																												
変更 前																													
変更 後	<p>●原則、音は出ないこと。 ●別表に定める景観計画区域・用途地域等（※1）ごとの明るさ（輝度）とすること。 ※文字または記号のみを表示・発光する場合は除く。 ※管理上の必要等により設置する小規模なものは除く。（駐車場の満空表示等）</p> <p style="text-align: right;">(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>景観計画区域</th><th>用途地域等</th><th>夜間（日の入りから日の出）の発光面の平均輝度の最大許容値※2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然景観形成地区</td><td>全域</td><td>50 cd/m²</td></tr> <tr> <td>湯の花温泉景観形成地区</td><td>全域</td><td>400 cd/m²</td></tr> <tr> <td rowspan="2">デジタルサイネージ</td><td>市街化調整区域</td><td>400 cd/m²</td></tr> <tr> <td>住居系</td><td>800 cd/m²</td></tr> <tr> <td rowspan="2">都市景観形成地区</td><td>商工業系</td><td>800 cd/m²</td></tr> <tr> <td>都市計画区域外</td><td>400 cd/m²</td></tr> <tr> <td rowspan="2">一般地区</td><td>市街化調整区域</td><td>400 cd/m²</td></tr> <tr> <td>住居系</td><td>800 cd/m²</td></tr> <tr> <td></td><td>商工業系</td><td>800 cd/m²</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 1. 景観計画区域・用途地域等は市ホームページまたは所管窓口で調べることができます。 ※ 2. 季節や天気等でまぶしさが変わるために、周辺状況に応じて輝度を抑えてください。 数値は「光害対策ガイドライン」（環境省）を参考としています。</p> <p>詳細は「亀岡市景観形成ガイドライン」をご参照ください。</p>		景観計画区域	用途地域等	夜間（日の入りから日の出）の発光面の平均輝度の最大許容値※2	自然景観形成地区	全域	50 cd/m ²	湯の花温泉景観形成地区	全域	400 cd/m ²	デジタルサイネージ	市街化調整区域	400 cd/m ²	住居系	800 cd/m ²	都市景観形成地区	商工業系	800 cd/m ²	都市計画区域外	400 cd/m ²	一般地区	市街化調整区域	400 cd/m ²	住居系	800 cd/m ²		商工業系	800 cd/m ²
景観計画区域	用途地域等	夜間（日の入りから日の出）の発光面の平均輝度の最大許容値※2																											
自然景観形成地区	全域	50 cd/m ²																											
湯の花温泉景観形成地区	全域	400 cd/m ²																											
デジタルサイネージ	市街化調整区域	400 cd/m ²																											
	住居系	800 cd/m ²																											
都市景観形成地区	商工業系	800 cd/m ²																											
	都市計画区域外	400 cd/m ²																											
一般地区	市街化調整区域	400 cd/m ²																											
	住居系	800 cd/m ²																											
	商工業系	800 cd/m ²																											
	<p>②湯の花温泉景観形成地区</p> <p>①の全地区共通の基準に加え、以下の制限を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>屋外広告物の景観形成基準（許可の基準）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規 模 ・ 位 置</td><td>●建物の過半を広告塔化することを避ける。</td></tr> <tr> <td>形 態 ・ 意 匠</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●建築物や地域景観との調和を図る。 ●地域特性を活かした質の高いデザインとする。 ●文字や紋様はシンプルなものとし、少ない種類の色彩とする ●激しい動きや派手な色彩の光源、ネオンサインや可動式、点滅式光源を使用しない。 </td></tr> </tbody> </table>		項 目	屋外広告物の景観形成基準（許可の基準）	規 模 ・ 位 置	●建物の過半を広告塔化することを避ける。	形 態 ・ 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物や地域景観との調和を図る。 ●地域特性を活かした質の高いデザインとする。 ●文字や紋様はシンプルなものとし、少ない種類の色彩とする ●激しい動きや派手な色彩の光源、ネオンサインや可動式、点滅式光源を使用しない。 																					
項 目	屋外広告物の景観形成基準（許可の基準）																												
規 模 ・ 位 置	●建物の過半を広告塔化することを避ける。																												
形 態 ・ 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物や地域景観との調和を図る。 ●地域特性を活かした質の高いデザインとする。 ●文字や紋様はシンプルなものとし、少ない種類の色彩とする ●激しい動きや派手な色彩の光源、ネオンサインや可動式、点滅式光源を使用しない。 																												